

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あやめ

3 代表者の氏名

牧内信臣

4 主たる事務所の所在地

飯田市川路2682番地

5 定款に記載された目的

この法人は地域の住民との交流を図るなかで宅老所を開設し、高齢者の生活支援・高齢者介護を積極的に行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

平成16年3月18日表彰

消防水防功劳

赤沢武徳

建設事業功劳

勝間田悦明 末木次郎 棚谷信雄

監理課

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 組合の名称

茅野市西茅野土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成10年10月12日から平成20年3月31日まで

3 施行地区

茅野市宮川字ハマバ、字焼場、字外垣外、字白口、字新田、字

堀尻、字南垣外、字穴田、字六反田、字六反畑及び字中島の全部並びに宮川字棚田、字切田、字ケイゼン、字中村、字イモリ沢、字腰巻、字蟹畑、字熊柳、字大洞、字出ノ久保、字芳ヶ崎、字善総田、字前田、字横山、字西山、字日向林、字火燈、字大棚、字ソリ田及び字松原の各一部

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成10年10月5日

6 変更認可の年月日

平成16年3月17日

都市計画課

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、平成16年3月16日、塩尻市広丘駅北土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、平成16年3月16日、須坂市長者西土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・2・43号内環状南線  
3・2・29長野飯田線

3 事務所の所在地

松本建設事務所（松本市大字島立1020）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分  
松本市鎌田一丁目及び井川城一丁目地内

(2) 使用の部分

松本市鎌田一丁目及び井川城一丁目地内

## 都市計画課

## 公告

木曽郡山口村による下川地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成16年3月22日

長野県木曽地方事務所長 小池茂見

- 1 土地改良事業の名称  
かんがい排水事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成5年12月15日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
木曽郡山口村
- 4 事務所の所在地  
木曽郡山口村大字山口1605番地1
- 5 工事着手年月日  
平成5年12月16日
- 6 工事完了年月日  
平成8年2月26日

## 土地改良課

## 公告

木曽郡山口村による払地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成16年3月22日

長野県木曽地方事務所長 小池茂見

- 1 土地改良事業の名称  
ため池等整備事業

## 土地改良課

## 公告

南安曇郡第二拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年3月22日

長野県松本地方事務所長 高見沢賢司

## 監事

## 新任

氏名 住 所  
塚田宗壽 南安曇郡堀金村大字烏川4801番地

## 退任

氏名 住 所  
曾山哲雄 南安曇郡堀金村大字烏川4220番地

## 土地改良課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、厚生課ほか83機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成16年3月22日

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司  
同 東方久男

## 行政監査の結果に関する報告

## 第1 監査のテーマ

「許認可等の事務（申請に対する処分）について」

## 第2 監査の目的

許可、認可、免許等の事務（以下「許認可等の事務」という。）は、県が行う事務の中で主要なもの一つであり、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであることから、公平性の確保と透明性の向上とともに、事務処理の迅速化、簡素化等を図り、県民の負担軽減及びサービス向上に適切に対応することが求められています。

また、このような行政の手続については、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的として平成6年に行政手続法（平成5年法律第88号）が、平成8年には長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）が施行されています。

こうした中で、県の許認可等の事務が、法令等の定めに従い適正かつ迅速に執行されているか、また、県民の目線に立って、事務手続の簡素化及び効率化が図られているかを主眼に、地方自治法第199条第2項の規定により監査を実施しました。

## 第3 監査の対象事務

監査対象事務は、許認可等の事務のうち、行政手続法又は長野県行政手続条例（以下「行政手続法等」という。）に規定する申請に対する処分に係る事務について、平成14年度に処分実績のあった480事務の中から、県民の日常生活と関わりの深いもの、県民の生命・安全の確保に影響の大きいもの及び処理件数の比較的多いものを主な理由として18事務を選定しました。

#### 第4 監査の実施概要

##### 1 監査の時期

平成15年10月から平成16年2月までの間に実施しました。

##### 2 監査の方法

監査対象機関から提出された監査調書に基づき、事務局による実地調査（本庁14機関、現地15機関）を踏まえ、書面による審査を行いました。

##### 3 監査の着眼点

- (1) 事務処理体制は適切か。
- (2) 審査基準が設定され、公にされているか。
- (3) 標準処理期間が設定され、公にされているか。
- (4) 事務処理は適正かつ迅速に行われているか。
- (5) 申請手続等は簡素化されているか。
- (6) 事務の効率化及び合理化に努めているか。

#### 第5 監査の結果

##### 1 許認可等の事務の概要について

###### (1) 事務の名称、処理件数及び監査対象機関について

監査対象とした許認可等の事務の名称、処理件数及び監査対象機関は、次のとおりです。

番号	監査対象事務	H 14 年 度 処理件数	監査対象機関		
			本庁（所管課）	現地機関	
1	生活保護の決定	780	厚生課	福祉事務所	
2	指定居宅サービス事業者の指定	145	高齢福祉課	地方事務所	
3	身体障害者手帳の交付	8,201	障害福祉課	—	
4	食品関係営業の許可	9,774	食品環境水道課	保健所	
5	つけ物製造業等の営業の許可	106			
6	旅館業経営許可	158	生活文化課 NPO活動推進室	—	
7	特定非営利活動法人の設立の認証	95			
8	国立公園又は国定公園特別地域内の工作物の新築等許可	360	環境自然保護課	地方事務所	
9	産業廃棄物収集運搬業の許可	614	廃棄物対策課		
10	産業廃棄物処分業の許可	74			
11	観光案内人の許可	178	産業振興課		
12	農地及び採草放牧地の転用許可	5,850	農政課		
13	保安林内の立木伐採の許可	55	森林保全課	建設事務所	
14	保安林内の立竹伐採等の許可	152			
15	建設業の許可	3,401	監理課		
16	道路占用の許可	6,810	道路維持課		
17	建築確認	10,095	建築管理課	地方事務所	
18	風俗営業の許可	216	生活安全企画課	警察署	
計			14機関	70機関	

###### (2) 事務の処分機関及び受付機関について

監査対象とした許認可等の事務の処分機関及び受付機関は、次のとおりです。

許認可等の事務	処分機関	受付機関
生活保護の決定	福祉事務所	福祉事務所、町村
指定居宅サービス事業者の指定	高齢福祉課	地方事務所
身体障害者手帳の交付	障害福祉課	市町村
食品関係営業の許可	保健所	保健所
つけ物製造業等の営業の許可	保健所	保健所
旅館業経営許可	保健所	保健所
特定非営利活動法人の設立の認証	生活文化課 NPO活動推進室	生活文化課 NPO活動推進室(注1)
国立公園又は国定公園特別地域内の工作物の新築等許可	地方事務所 環境自然保護課(注2)	地方事務所
産業廃棄物収集運搬業の許可	地方事務所 廃棄物対策課(注3)	地方事務所
産業廃棄物処分業の許可	廃棄物対策課	地方事務所
観光案内人の許可	地方事務所	地方事務所
農地及び採草放牧地の転用許可	地方事務所	市町村農業委員会
保安林内の立木伐採の許可	地方事務所	地方事務所
保安林内の立竹伐採等の許可	地方事務所	地方事務所
建設業の許可	建設事務所 監理課(注4)	建設事務所
道路占用の許可	建設事務所 道路維持課(注5)	建設事務所
建築確認	地方事務所 建築管理課(注6)	地方事務所
風俗営業の許可	警察署	警察署

(注1) 平成15年9月から地方事務所でも受付事務を開始

(注2) 2以上の地方事務所の管轄区域をまたがるもののみ環境自然保護課

(注3) 県内業者は地方事務所、県外業者は廃棄物対策課

(注4) 更新事務は建設事務所、新規及び業種の追加事務は監理課

(注5) 1,000m以上の地下埋設管等のみ道路維持課

(注6) 5階以上かつ5,000m<sup>2</sup>以上の建築物のみ建築管理課

## 2 許認可等の事務の処理体制について

### (1) 受付の窓口体制について

受付の窓口別に見ると、本庁1事務、現地機関14事務であり、生活保護の決定など3事務については、町村役場等となっています。

#### ア 受付窓口の表示

受付窓口の表示については、本庁及び現地機関ともに、担当課所の入り口付近に、受付事務名の掲示や、配席図に業務内容の表示をするなどの対応がされています。

なお、一部現地機関においては、課の入口に総合受付の席を設け、来訪者の便宜が図られています。

#### イ 受付時間

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとされていますが、それ以外の時間でも、職員が在庁中は対応がなされています。

なお、昼休み時間についても、来訪者や電話等の対応がなされています。

また、特定非営利活動法人の設立の認証事務では、職員のローテーションにより、午後9時まで対応がなされています。

#### ウ 受付担当職員数

受付担当職員については、副担当者を含め1～2名で担当している課所が過半数を占めますが、係長以下係員全員で受付を担当している課所も見られます。

#### エ 説明場所

申請者に説明等を行う場所については、一部に会議室等が設けられているほか、多くの課所では共用の応接席等が活用されています。

#### オ 申請手続等に対する情報提供

(7) 申請の手引書については、監査対象とした許認可等の18事務のうち15事務で提供されています。

残る3事務では、次のような理由から、申請の手引書が提供されていません。

なお、各事務とも申請者から要望があれば、関係法令、要領等の写しが提供されています。

許認可等の事務	申請の手引書が提供されない理由
身体障害者手帳の交付	申請に係る記載内容が簡易のため及びホームページに掲載のため
観光案内人の許可	申請に係る記載内容が簡易のため
建築確認	申請内容を熟知した建築士が代理申請するため

(1) 申請者に対する処分時期の見通しや審査の進行状況に関する情報提供については、すべての受付窓口において対応がされています。

#### (2) 審査基準の設定及び公表について

審査基準は、行政手続法第5条及び行政手続条例第6条の規定によるもので、申請により求められた許認可等を行うに当たり、関係法令や条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準であり、これを設定し公表することにより、許認可等の事務処理の公平性及び透明性を確保しようとするものです。

本県においては、申請者の求めに応じて閲覧できるように、行政手続法施行に伴う審査基準の設定に係る基本指針（平成6年9月7日付け6人第119号）及び行政手続条例施行に伴う条例等に基づく処分に係る審査基準等の設定に関する基本指針（平成8年3月21日付け7人第272号）により、許認可等の事務ごとに審査基準と標準処理期間などを記した個表（以下「基本指針個表」という。）を作成し、関係課所に備え付けるものとされています。

##### ア 審査基準の設定

審査基準の設定は、監査対象とした許認可等の18事務のうち、建築確認事務を除く、17事務に設定されています。

建築確認事務については、建築基準法等関係法令等に詳細な定めがあるため審査基準が設定されていません。

##### イ 審査基準の公表

審査基準の公表については、審査基準を窓口及び行政情報コーナーに備え付けてあるもの、申請の手引書に記載したもの等、様々な形態、工夫が見られますが、一部の受付機関において、他の書類と一緒に綴り込んで保管するなど申請者の求めに応じて提供できるようにしてはいるものの、必ずしも行政手続法等の趣旨にそぐわない方法をとっているものが見られました。

また、審査基準の改正に伴う基本指針個表の記載内容の変更が行われていないものが見られました。

#### (3) 標準処理期間の設定及び公表について

標準処理期間は、申請が法令等に定められた提出先に到達してから、当該申請に対する処分を行ふまでに要する期間の目安を定めたものです。これについても、行政手続法等の規定により、迅速性及び公平性の観点から設定に努めるとともに、これを定めたときは、公表する必要があります。

なお、本県においては、(2)の審査基準と同様に、基本指針個表に記載して関係課所に備え付けるものとされています。

##### ア 標準処理期間の設定

標準処理期間の設定については、監査対象とした許認可等の18事務すべてにおいて設定されています。

なお、保安林内の立木伐採等の許可事務等において、任意の協力とされている申請書の市町村経由に要する期間を含めて、標準処理期間を設定しているものが見られました。

##### イ 標準処理期間の公表

標準処理期間の公表については、身体障害者手帳の交付事務で「申請者に無用の混乱を招く恐れがあるため」として、公表されていません。

また、公表されている17事務については、審査基準の公表と同様に、行政手続法等の趣旨にそぐわない方法をとっているものや基本指針個表の記載内容の変更がされていないものが見られました。

#### (4) 審査体制について

##### ア 審査担当職員数

担当者の人数は、多くの課所で1～2名としていますが、3名以上の職員が対応している課所もあります。また、ほとんどの事務において副担当者を置く等審査の適正化に努めています。

##### イ 職員研修等

現地機関の担当者等を対象とした、実務的な研修が実施されているのは、生活保護の決定等7事務、担当者会議等で伝達、指導等が行われているのは、農地及び採草放牧地の転用許可等3事務です。

なお、担当者の研修等の状況は、次のとおりです。

許認可等の事務	研修会	担当者会議
生活保護の決定	○	
食品関係営業の許可	○	
つけ物製造業等の営業の許可	○	
国立公園又は国定公園特別地域内の工作物の新築等許可	○	
農地及び採草放牧地の転用許可		○
保安林内の立木伐採の許可	○	
保安林内の立竹伐採等の許可	○	
建設業の許可		○
道路占用の許可		○
風俗営業の許可	○	

ウ 審議機関

監査対象とした許認可等の事務のうち、審議機関を設置しているものは、次の2事務です。いずれも、許可又は不許可をしようとするときは、それぞれの審議機関に諮問又は意見を聞かなければならないと法令で規定されています。

許認可等の事務	審議機関名	委員数	開催回数	審議内容
身体障害者手帳の交付	長野県社会福祉審議会	12名	12回 (内6回は書類審査)	身体障害者の障害程度の審査
農地及び採草放牧地の転用許可	長野県農業会議	27名	12回	農地転用許可申請に対する意見

(5) 適正かつ迅速な事務処理について

申請書が提出された場合、行政機関は遅滞なく審査を開始し、申請書の記載事項に不備のあるものや必要な添付書類が備わっていない等、法令に定められた形式上の要件に適合しないものについては、速やかに、申請者に補正を求める等して、迅速な意思決定を行うことが求められています。

ア 適正な事務処理について

今回、監査対象とした許認可等の事務における関係各課所の処理状況については、申請書の補正を求めた経過が不明なもの、許可条件の内容に不備があるもの、決裁区分が誤っているもの等、一部に適正を欠く事例が見られました。

イ 迅速な事務処理について

監査対象とした許認可等の事務において、標準処理期間を超えて処理されている件数等は、次のとおりです。

なお、標準処理期間を超過した理由としては、関係機関との協議に日数を要したもの、審議機関の開催時期の関係等で日数を要したもの等となっています。

許認可等の事務	処理件数(A)	標準処理期間を超えて処理した件数(B)	(B) / (A)
生活保護の決定	780	1	0.1%
身体障害者手帳の交付	8,201	479	5.8%
食品関係営業の許可	9,774	134	1.4%
旅館業経営許可	158	25	15.8%
国立公園又は国定公園特別地域内の工作物の新築等許可	360	14	3.9%
産業廃棄物収集運搬業の許可	614	88	14.3%
観光案内人の許可	178	30	12.4%
農地及び採草放牧地の転用許可	5,850	168	2.9%
保安林内立竹伐採等の許可	152	4	2.6%
道路占用の許可	6,810	64	0.9%

建築確認	10,095	536	5.3%
風俗営業の許可	216	9	4.2%

#### ウ 事務処理要領の作成状況

事務処理要領は、許認可事務等の処分を行うにあたり、事務手続の適正な処理や処分の統一性等を図るために必要なものであり、ほとんどの許認可事務において定められていますが、食品関係営業の許可事務において、事務処理要領が長期にわたり改訂されておらず、現行の取扱いと整合していない箇所が多数見られました。

また、事務処理要領が作成されていない観光案内人の許可事務においては、現地機関における取扱いに、統一を欠く面が見られました。

#### エ 管理台帳の整備状況

適正な管理を行うために必要な管理台帳については、監査対象とした許認可等の事務の所管課所において、それぞれ整備が図られています。

なお、建築確認事務において、台帳の一部である「処分の概要書」が全く整備されていない現地機関がありました。

#### オ 不許可等の処分状況

監査対象とした許認可等の18事務における、不許可等の処分は、生活保護の決定等6事務で計123件あり、その状況は次のとおりです。

なお、道路占用の許可事務において、不許可等の理由の提示及び不服申立ての教示がされていないものがありました。

許認可等の事務	不許可等の件数	理由の提示の有無	不服申立て教示の有無
生活保護の決定	14	有	有
身体障害者手帳の交付	100	有	有
産業廃棄物収集運搬業の許可	1	有	有
観光案内人の許可	5	有	有
道路占用の許可	2	無	無
建築確認	1	有	有

#### カ 不服申立ての状況

監査対象とした許認可等の事務における処分に対する不服申立ては、農地及び採草放牧地の転用許可の事務で1件ありました。

### 3 許認可等の事務の簡素化及び合理化について

#### (1) 申請手続等の簡素化について

##### ア 申請書の押印

申請書への押印は、身体障害者手帳の交付等10事務において、自署する場合は押印が省略できるとされています。

また、押印を必要とする8事務のうち、道路占用の許可については、押印の省略が検討されています。

##### イ 法令等に定めのない書類の添付

法令等に定めのない書類の添付を求めているものが、旅館業経営許可等4事務ありました。これらは、法令等では、明確に添付を義務付けてはいない周辺見取図、地元同意書、消防設備等点検済証の写等であり、当該許認可事務を行うにあたり必要なものとして、行政指導により申請者に提出を求めているものです。

#### ウ 更新時における状況

監査対象とした許認可等の事務において、許認可の更新を伴う7事務のうち、6事務では新規申請時に比べ、添付書類の一部省略等の負担軽減が図られています。

なお、7事務すべてにおいて、更新時期到来の通知を該当者あてに送付する等の便宜が図られています。

#### (2) 事務の合理化について

##### ア 電算の活用状況

電算を活用して事務処理を行っているものは、12事務と過半数を占めており、許可台帳作成、許可指令書及び更新時通知の作成等の処理を行い、事務の効率化と合理化が図られています。

また、指定居宅サービス事業者の指定等11事務で、申請書類等が県のホームページから直接入手できるよう整備され、申請者の利便性の向上が図られており、食品関係営業の許可等3事務においても、同様の整備が検討されています。

##### イ 業務委託の状況

監査対象とした許認可等の事務において、その業務の一部が外部委託されているものは、建設業の許可及び風俗営業の許可の2事務で、その委託業務の内容は次のとおりです。

許認可等の事務	業務内容	委託先
建設業の許可	建設業許可に係る情報のデータベース化	(財)建設業情報管理センター
風俗営業の許可	許可申請等に伴う現地調査	(社)長野県防犯協会連合会 (長野県風俗環境浄化協会)

ウ 現地機関への権限委任状況

現地機関で処分が行われている許認可等の事務は、生活保護の決定等9事務であり、産業廃棄物収集運搬業の許可（県内業者のみ地方事務所長へ委任）、建設業の許可（更新のみ建設事務所長へ委任）等5事務は、本庁と現地機関で処分権限が分けられています。

エ 市町村への権限移譲

監査対象とした許認可等の事務で、現在、市町村への権限移譲が予定されている事務はありませんが、農地及び採草放牧地の転用許可については、他の土地利用に関する許認可事務等との調整を図りながら、より住民に身近な市町村への権限移譲について検討がされています。

オ 手数料の徴収

監査対象とした許認可等の事務のうち、旅館業経営許可等9事務では、長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）等に基づき、手数料が徴収されています。

なお、手数料の額については、昭和28年の長野県観光案内業条例（昭和28年長野県条例第13号）制定当初から改定が行われていない観光案内人の許可事務を除き、平成10年から15年にかけて改定されています。

## 第6 監査の意見

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動に密接な関わりを持つ極めて重要なものです。今後とも、県民の目線に立った適正かつ迅速な事務処理に努め、公平性の確保と透明性の向上とともに、申請者の負担軽減を図るなど、より一層の行政サービスが推進され、県民益に大きく資するよう努められることを望みます。

今回、監査を実施した許認可等の18事務（申請に対する処分）に関しては、それぞれの課所において、事務処理の適正化及び迅速化に取り組み、おおむね適正に処理されているものと認められますが、次のとおり一部に改善又は検討を要するものがありました。

### 1 許認可等の事務の処理体制について

#### (1) 審査基準の設定及び公表

審査基準の設定については、国の解釈・運用方針の変更、社会情勢の変化等に適切に対応し、定期的に内容の見直しを行うなど、基準の緩和や内容の適正化について、引き続き努めていく必要があると認められます。

審査基準の公表については、基本指針個表が他の書類と一緒に綴り込んで保管される等、適切さを欠くと思われる対応が見られますので、適切な公表について徹底を図るとともに、申請者等の利便性向上のため、県のホームページ上での公表等について検討する必要があると認められます。

#### (2) 標準処理期間の設定及び公表

標準処理期間の設定については、任意の協力とされている申請書の市町村経由による期間を含めて標準処理期間を設定しているもの等、一部に不適切な処理が見られますので、標準処理期間についても、定期的な見直しを行い、期間の短縮化や内容の適正化等に努めていく必要があると認められます。

標準処理期間の公表については、審査基準の公表と同様、適切な公表について努める必要があると認められます。

また、標準処理期間を未公表とする身体障害者手帳の交付事務については、申請者の利便性、審査の透明性の向上等の観点から、申請者に十分な説明を行うこと等に努め、行政手続法等の趣旨を踏まえ、積極的に公表するよう早急に改善を図るべきです。

#### (3) 職員研修

許認可等の事務は、県民と日常的な接点を持ち、県民の利益に直接関わっている等県の主要な事務の一つとなっています。今回の監査に際し、行政手続の制度等について、一部ではありますが、理解と認識が希薄な課所が見受けられることから、実務に関する能力向上のための研修や県民の目線に立った接遇等を含めた職員研修の充実に努めていく必要があると認められます。

#### (4) 適正かつ迅速な事務処理

事務処理については、不許可の理由の提示がされていない等一部に適正を欠く取り扱いが見られますので、適正な処理に努めるとともに、事務処理要領の内容が実態にそぐわないもの、あるいは事務処理要領自体が作成されていないもの等については、事務処理の具体的な運用の統一的な規程として、事務処理要領の整備を図る必要があると認められます。

また、標準処理期間を超えて処理されている案件がある事務については、当該期間内に処理できるよう、一層、事務処理の合理化及び迅速化に努めるとともに、審議機関の開催時期等により日数を要しているものについては、その開催時期や回数等の見直しを検討する必要があると認められます。

なお、処理期間を適正に管理するため、書類の補正等に関する処理経緯を適切に記録する必要があると認められます。

### 2 許認可等の事務の簡素化及び合理化について

#### (1) 申請書の押印

申請書の押印について、現在、押印を必要とする許認可等の事務については、申請者の負担軽減及び申請に伴う行政手続の簡素化、

さらには、将来における申請及び届出の電子化・ペーパーレス化への対応も視野に入れて、押印の省略等を検討する必要があると認められます。

(2) 法令等に定めのない書類の添付

申請書の審査にあたり、法令等に定めのない書類を添付させているものについては、その必要性に改めて検討を加える等、申請者の負担軽減を図るために見直しに努めていく必要があると認められます。

(3) 権限の委任等

地方分権の進展する中にあって、許認可等の事務においても、できる限り住民に身近な行政機関で処理することを基本とし、申請者の利便性や県民サービスの向上につながるよう、現地機関への権限委任及び市町村への権限移譲について検討する必要があると認められます。

(4) 情報通信技術の活用

近年の情報通信技術の目覚ましい進展に伴い、本県においても、平成13年8月に「県行政の情報化に向けたアクションプラン—電子県庁の実現に向けて—」を策定し、県行政全般にわたり情報通信技術の積極的な活用が図られています。

現在、多くの許認可等の申請書様式が、県のホームページから直接入手できるようになる等の改善が見られますが、その充実に努めるとともに、インターネットを利用した申請手続の電子化についても、利便性の一層の向上を図るために、個人情報の保護等に十分配慮しつつ、基盤整備を進めていく必要があると認められます。

3 その他

観光案内人の許可事務については、実際には、観光案内人全般ではなく登山案内人のみを対象としたものとなっており、本来の長野県観光案内業条例の趣旨とは大きくかい離した運用となっていますが、現在、所管課において条例の見直しが検討されています。多くの観光資源を有する本県においては、観光における案内人やインストラクターに対する需要が高まりを見せる中、時代に対応した、新たな観点から早急な改善を図る必要があると認められます。

監査委員事務局

正 誤

平成16年3月15日付け公告「国土調査法に基づく地籍調査の成果の認証」中

ページ	行（箇所）	誤	正
16	調査を行った者の名称	下水内郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町